（令和２年 12 月 25 日作成）
（令和３年 11 月１日修正）
（令和５年９月１日修正）
（令和６年４月１日修正）
（令和７年４月１日修正）
（令和７年６月 30 日修正）
（令和７年 11 月 26 日修正）
（令和８年 10 月 26 日修正）

ドルフィンポート跡地の利用に当たっての主な手続き等について

１　利用できる期間について

利用できる期間は，令和 10 年３月３１日までとします。

２　利用承諾について

ドルフィンポート跡地をイベント等で利用しようとする場合は，次の表の左欄に掲げる利用形態の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる申請期間内に中央ゾーン等利用承諾（変更承諾）申出書（別記第１号様式）を鹿児島地域振興局に申請し，県の承諾を得る必要がありますので，御留意ください。

県が利用承諾したときは，中央ゾーン等利用承諾（変更承諾）書（別記第２号様式）を交付します。

利用形態の区分	申　請　期　間
イベント等又はドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有する駐車場	利用しようとする日の６月前から２月前の前日まで
ドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有しない駐車場	利用しようとする日の２月前から１月前まで

※　仮予約

（１）　仮予約の受付期間

仮予約は，次の表の左欄に掲げる利用形態の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる受付期間内に，窓口又は電話等にて受け付けます。

利用形態の区分	受　付　期　間
イベント等又はドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有する駐車場	令和１０年１月３１日まで
ドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有しない駐車場	令和１０年２月２８日まで

（２）　仮予約の受付時間等

ア　仮予約の受付時間は，午前８時３０分から午後５時までとします。

イ　仮予約の受付は，申込順に受け付けるものとします。

（３）　仮予約受付開始の初日の受付

初日の受付にあっては，午前８時３０分から午前９時３０分までの間にあった申込は同時に行われたものとみなし，その利用が重複する場合は，抽選により受付の順位を決定します。

（４）　その他

ア　上記（３）の受付初日の申込が重複した場合の抽選は令和４年１１月分から実施し，それ以前の仮予約は，上記（２）の受付時間内で随時受け付けます。

イ　仮予約は正式な利用承諾ではありません。（県からの中央ゾーン等利用承諾（変更承諾）書（別記第２号様式）の交付をもって正式な利用承諾となります。）

ウ　同じイベント（複数回実施するものは除く。）による複数の仮予約は受け付けません。

エ　他者が既に仮予約している日程のキャンセル待ちは受け付けません。

オ　仮予約が不要になった場合は，早急に下記までご連絡下さい。

※　長期利用の場合の事前調整

ドルフィンポート跡地イベントスペースは，積極的な利活用を図るとしていることに鑑み，次の事前調整を行うことにより，その結果を踏まえて，１０日を越える長期的な利用について，利用日の始期から終期まで仮予約を受け付けることができます。

（１）　仮予約の受付期間

利用日の始期の仮予約開始日まで受け付ける。

（２）　事前調整の方法

ア　１０日を越える利用希望の相談があった場合に，事前調整を行うかどうかを　判断します。

イ　事前調整を行う場合，利用希望期間について，県ホームページへの掲載，例年イベントを開催する者への連絡により２週間程度周知を図り，当該利用希望期間に係る日程でドルフィンポート跡地の利用を希望する者に，その旨の申し出をしてもらいます。

ウ　事前調整は利用日の始期の仮予約受付開始日まで行い，他に申し出がなかった場合は，利用希望期間の仮予約を受け付けます。

３　利用承諾の基準について

上記１による利用承諾の基準は，次に掲げるとおりとする。

（１）　ドルフィンポート跡地の管理上支障がないこと。

（２）　利用の期間が原則として１０日以内であること。

（３）　県民の利用に著しく支障をきたすものでないこと。

（４）　恒久的な施設を設置するものでないこと。

（５）　ドルフィンポート跡地の樹木，芝等に大きな支障を与えるものでないこと。

（６）　ドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有しない駐車場としての利用は，利用面積が概ね 1,000 平方メートル以上であること。

４　利用料について

上記１により利用承諾を受けた者は，次の表の左欄に掲げる区分に応じて，１日１平方メートルにつき，それぞれ同表の右欄に掲げる利用料（消費税を含んでいない。）を支払う必要があり，原則として利用料は利用を開始する日までに支払っていただきます。

利　用　形　態　の　区　分	利　　用　　料
イベント等	２０円
ドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有する駐車場	１０円
ドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有しない駐車場	１５円

※「２　利用承諾について」に記載のある

・中央ゾーン等利用承諾（変更承諾）申出書（別記第１号様式）の申請

・仮予約の受付

上記手続きについては，鹿児島地域振興局建設部建設総務課管理第３係（ＴＥＬ０９９－８０５－７４１３）にお問い合わせください。

※その他，記載のない詳細な手続等については，県庁観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課（ＴＥＬ０９９－２８６－２８９８）にお問い合わせください。